

関税法施行規則の一部を改正する省令要旨

1 目的

関税定率法等の一部を改正する法律（令和3年法律第12号）及び関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第131号）の一部の施行等に伴い、関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存制度の見直し等に関する規定の整備を図るために関税法施行規則の一部を改正するものである。

2 概要

- (1) 電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存がされている関税関係帳簿又は特例輸入関税関係帳簿に記録された事項に関し修正申告又は更正があった場合の過少申告加算税の特例について、その帳簿の要件を定めることとする。（第2条関係）
- (2) 貨物を業として輸入する者が保存する関税関係帳簿及び関税関係書類並びに当該輸入する者が行う電子取引の取引情報について、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムにより保存等をする場合の要件を定めることとする。（第10条、第10条の2、第10条の3関係）
- (3) 貨物を業として輸出する者が保存する関税関係帳簿書類、特例輸入者が保存する特例輸入関税関係帳簿書類及び特定輸出者が保存する特定輸出関税関係帳簿書類、並びにこれらの者が行う電子取引の取引情報について、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムにより保存等をする場合の要件を定めることとする。（第1条の4、第8条、第11条関係）
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととする。

- 3 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和4年1月1日から施行することとする。（附則第1条関係）